株 主 各 位

埼玉県熊谷市弥藤吾578番地 株式会社 リ ー ド 取締役社長 岩 崎 元 治

第82回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご 出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記『株主総会参考書類』をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時

2. 場 所 埼玉県熊谷市弥藤吾578番地

本社会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議目的事項

報告事項 第82期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の 件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集に当たっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページhttp://www.lead.co.jpに掲載いたしますのでご了承ください。

以上

当日ご出席の際は、本状ご持参のうえお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付資料

事 業 報 告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

[経済の概要]

当事業年度におけるわが国経済は、消費増税の影響や輸出の伸び悩み等により個人消費・生産面に弱さが見られたものの、金融緩和や経済政策の効果、或いは企業収益の改善により緩やかな回復基調が続きました。また、好調な企業収益を反映し設備投資の持ち直しや雇用・所得環境の改善が期待されるとともに円安の下支えによる輸出の増加により、本格的な景気回復に向かうことが期待されています。

当社の売上高に大きな影響を与える乗用車の国内販売台数は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減等により低調に推移しました。また、平成27年3月の国内生産台数は前年同月に比較し8.1%減少し、9ヶ月連続の減少となり減産の動きが続いております。

「業績の状況]

このような環境の中で当事業年度の売上高は5,244百万円(前期比9.3%減)となりました。 セグメント別売上高につきましては次のとおりです。

自動車用部品部門の売上高は4,438百万円(前期比4.1%減)となりました。一部車種モデルチェンジによる受注部品点数減少の影響により減収となりました。自社製品部門の売上高は726百万円(前期比32.7%減)となりました。そのうち照明機器製品は、東京都の補助金の上限規制等により347百万円減少し、電子機器製品はラック製品の需要減等により6百万円減少しました。その他駐輪設備の受注品は79百万円(前期比2.3%増)となりました。

[当期の利益について]

損益面につきましては、売上高は減少しましたが、自動車用部品部門及び自社製品部門のうち電子機器製品の損益改善が図られたことにより、営業利益は47百万円(前期は営業損失165百万円)となりました。営業外収益は受取利息及び受取配当金32百万円、受取賃貸料46百万円等により88百万円を計上、また営業外費用は支払利息71百万円等により84百万円を計上し、経常利益は52百万円(前期は経常損失160百万円)となりました。特別利益は雪害等による受取保険金461百万円等により464百万円を計上し、特別損失は金型等の固定資産除却損59百万円、災害による損失16百万円、圧縮未決算特別勘定繰入158百万円等により237百万円を計上しました。その結果、当期純利益は268百万円(前期は当期純損失111百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は504百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当期中に完成した主要設備

本社工場 工具器具備品 金型及び治具 自動車用部品部門本社工場 機械及び装置 変電所移設 自動車用部品部門本社工場 機械及び装置 電着装置改修 自動車用部品部門

②当期中において継続中の主要設備

本社工場 建設仮勘定 出荷倉庫兼工場 自動車用部品部門

(3) 資金調達の状況

当期は経常的な資金調達のみで、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はございません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はございません。

- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はございません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はございません。

(8) 対処すべき課題

わが国の景気は、好調な企業収益を反映した設備投資の持ち直しや雇用・所得環境の改善による消費の回復、円高修正による輸出の増加等により引き続き回復基調を辿るとの見通しにありますが、資源価格の上昇や欧州リスクを中心とした海外経済の減速等の懸念材料も抱えています。また、当社の売上高の大半を占める自動車用部品においても、自動車メーカーのグローバル化による生産拠点の海外移転や部品の共通化・系列崩壊による競争の激化等取り巻く環境が大きく変化してきています。このような経営環境を踏まえ対処すべき課題は、いかなる環境変化の中においても安定した利益が挙げられる収益構造を構築することにあります。そのため新規受注を拡大するためのコスト競争力及び開発技術力の強化に取り組むとともに、適正人員体制の確立と諸経費の徹底した見直しにより固定費の圧縮に努めてまいります。更には、前々期及び前期に発生した塗装工場火災や雪害により多額の損失が生じたことを踏まえ、すべての設備における定期的な災害防止検査と設備点検を強化し、災害への十分な備えを施すことも重要な課題となります。

平成27年3月期は売上高の84.6%を富士重工業㈱及び関連の部品メーカーに依存しています。このような状況に鑑みますと、自社製品事業(電子機器、照明機器)の売上増強を図り、当社全体の中での同事業の売上高比率を高めることも重要な課題となります。そのため進展する通信・情報分野のニーズに的確に対応できる製品及びLED・ソーラーによる省エネ製品の開発と営業体制・販売網の強化に努めてまいります。懸案となっています電子機器事業につきましては、人員削減やコスト低減活動の推進により損益改善が図られつつありますが、引き続き収益構造の改善・強化に取り組んでまいります。

また、「安価・高品質な魅力ある製品」の創出と「業界トップレベルのセールス」を実践・継承できる人材育成も課題となります。

更には、内部統制を一層充実させ強固なガバナンス体制を構築するとともに、品質及び環境保全マネジメントシステムの運用展開を強化し、企業価値の向上と信頼性の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ引続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 区	分	\	年 度	平成23年度 (第79期)	平成24年度 (第80期)	平成25年度 (第81期)	平成26年度 当 期 (第82期)
売	上		高(百万円)	8, 284	6, 313	5, 784	5, 244
当	期糾	i 利	益(百万円)	△224	△111	△111	268
1 柞	朱当たり	当期	純利益 (円)	△17. 11	△8. 50	△8. 50	20. 44
純	資	:	産(百万円)	2, 152	2, 298	2, 525	3, 216

- (注) △印は、損失を示します。
- (10) 重要な親会社及び子会社の状況 特に記載する事項はありません。

(11) 主要な事業内容ならびに営業所及び工場

名 称	所 在 地	主要な事業内容					
本社・工場	埼玉県熊谷市弥藤吾	自動車用部品、自社製品、その他の製造販売					
西野工場	埼玉県熊谷市上江袋	自動車用部品の樹脂成形加工					
関東営業所	埼玉県熊谷市下奈良	自社製品の販売(アンプケース、ラック、 ソーラー照明灯及びLED照明灯等)					
登戸工場	埼玉県熊谷市妻沼 自社製品の板金加工						

(12) 従業員の状況

区	分	従	業	員	数	前期末比増減(△)	平	均	年	齢	平均勤続年数
合計または	合計または平均 204名			20-	4名	△18名			40.	7歳	17.9年

(13) 主な借入先の状況

		借			ス				先			借	入	金	残	高	
株	式	会	社	埼	3	į.	り	そ	な	銀	行				1, 73	0,005千円	
株	式	会	社	商	エ	組	合	中	央	金	庫				53	3, 890	
三	井	住	友	信	託	銀	行	株	式	会	社				44	9,000	
埼		玉	ļ	縣	信	ì	月	1	金		庫				44	5, 586	
株	式		会	社	八		+			銀	行				42	4, 198	
株	Ī	弌	会	礻	土	群		馬	釒	艮	行				24	5, 575	
株	Ī	弋	会	礻	土	l	,	ま	ŧ	S	ら				11	9, 682	

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

25,000,000株

(2) 発行済株式の総数

13,137,845株(自己株式26,955株を除く。)

(3) 株主数

1,646名

(4) 大株主

	株	主	名		持 株 数	持株比率
岩	崎	元		治	1,508千株	11. 48%
合	資 会 社	アイ・テ	イ・シ	_	875	6. 67
IJ	ード	共 栄 技	空 資	숲	793	6. 04
株	式会社均	奇 玉 り そ	な銀	行	644	4. 91
埼	玉 興	業株式	大 会	社	432	3. 29
日	本 証 券	金 融 株	式 会	社	358	2. 72
富	士 重 工	業株	式 会	社	272	2.07
三	井 住 友 信	託 銀 行	株 式 会	社	271	2.06
加	藤	主		士	240	1.83
日	本 生 命	保 険 相	互 会	社	233	1.78

⁽注) 持株比率は、自己株式(26,955株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況					
代表取締役 取締役社長	岩 崎 元 治						
常務取締役	杉田光弘	LB事業部 事業部長、総務部担当					
常務取締役	染 谷 節 美	自動車部品事業部 事業部長					
取 締 役	澁澤 敏夫	LB事業部 副事業部長					
常勤監査役	倉 林 宏						
監査役	藤田恒好	株式会社藤田商店 代表取締役					
監査役	西田政隆	税理士法人西田経理事務所 代表社員					

- (注) 1 澁澤敏夫氏は、平成26年6月27日開催の第81回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - 2 取締役斉藤 勲氏は、平成26年6月27日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 - 3 監査役倉林 宏、藤田恒好、西田政隆の3氏は社外監査役であります。
 - 4 監査役西田政隆氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。 なお、同氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するも のであります。
 - 5 当社は平成22年7月1日より執行役員制度を導入しております。現在の執行役員は自動車部 品事業部品質保証担当部長江利川正弘、総務部長千葉 新、自動車部品事業部副事業部長芝 崎茂治の3氏であります。
 - 6 当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した 理由は経営理念に基づき統治体制が確立していることによるものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	4名	24,990千円	
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,360千円 (9,360千円)	

- (注) 1 上記の報酬等の総額のほか、平成22年6月29日開催の定時株主総会における決議に基づき、 退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額として、前事業年度末及び当事業年度中に退任した 取締役2名に対して17,800千円の役員退職慰労金を支給しております。
 - 2 上記の報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役(2名)の使用人給与相当額として、6,120千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先と当社と の関係	当社での主な活動状況	責任限定契約の内容の 概要
常勤監査役	倉林 宏		当期開催の取締役会 (20回)と監査役会(16 回)の全てに出席し、 議案審議等に必要な発 言を適宜行っておりま す。	当社と各社外監査役は、会社法第427条第 1項の規定に基づき、 損害賠償責任を限定す る契約を締結しており ます。
監査役	藤田恒好	株式会社藤田商店の代表取締役社長であり、 同社は当社と作業屑取引があります。	当期開催の取締役会 (20回中9回)と監査役 会(16回中7回)に出席 し、議案審議等に必要 な発言を適宜行ってお ります。	当該契約に基づく損害 賠償責任の限度額は、 会社法第425条第1項 各号に定める額として おります。
監査役	西田政隆	税理士法人西田経理事務所の代表社員であり、当社との取引関係 はありません。	当期開催の取締役会 (20回)と監査役会(16 回)の全てに出席し、 議案審議等に必要な発 言を適宜行っておりま す。	

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 至誠監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬		22	2,450千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		22	2,450千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
- (4) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、 監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定 した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由 を報告いたします。なお、監査役会は会計監査人の継続年数等を勘案しまして、再任若しくは不再 任の決定を行います。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月25日の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように 定めており、その後一部改訂いたしました。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、その推進 については取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を毎月開催、具体的強化策や問題 点が発生した場合の再発防止策の協議、情報交換、連絡等を行う。
 - (ロ) コンプライアンス委員会事務局は毎月定例的に開催している職場内研修の事例提供、指導を 行いその徹底を図る。
 - (ハ) コンプライアンスに関する問題が発生した場合には担当役員を通じてその内容・対処策を取締役会、監査役に報告する。
 - (二) 内部通報制度として内部通報規程を定め、コンプライアンスに反する行為等について従業員が直接情報提供を行う体制を整備する。
 - (ホ) 市民生活に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係をもたない。また不当要求に対しては、警察等外部の専門機関と緊密な関係のもと、関係部署が連携・協力し、代表取締役以下、組織全体で対応する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下文書とい
 - う) に記録し、保存する。
 - (ロ)取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (ハ) 文書管理規程を制定または改定する場合には取締役会及び監査役会に承認を得るものとする。

③損失の危機管理に関する規程その他の体制

- (イ)会社に不測の事態が発生した時の対応として経営危機リスク管理規程を定め、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (ロ) 個々のリスクについてはそれぞれの担当部署を定め、リスク管理体制を構築するとともに各 担当部署にて規則、マニュアル等作成・配付・研修等を行う。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 定例の取締役会を毎月一回開催し、法令または定款に定めるもののほか、経営の基本方針等 重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - (ロ) 取締役会の機能を強化し経営効率を高めるため、全取締役・全執行役員と常勤監査役による 業務役員会を毎月一回の定例開催の他必要に応じて適宜開催し、会社経営に関する重要事項、取 締役会より委嘱された事項について審議する。
 - (ハ) 取締役会及び業務役員会の決定に基づく業務執行については組織規程、職務分掌規程、職務 権限規程にて職務権限・責任を明確にし、執行状況については取締役会にて各担当役員より報告 するとともに各部門ごとの目標管理報告会(毎月一回開催、全取締役・全執行役員・常勤監査役 と各部管理職による)にて進捗状況の管理、指導を行う。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (イ) 内部統制システムのモニタリング及び監査機能として内部監査室を設置するが、監査役は内 部監査室員に監査役業務の補助を命ずることができる。
 - (ロ) 内部監査室員の人事異動、人事評価、処分等については監査役会の同意を得ることとする。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (イ) 取締役が他の取締役の法令、定款に違反する行為若しくは不正の行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告することとする。
 - (ロ) 取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度 報告するものとする。
- ⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ)代表取締役は監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、定期的な意見交換会を設けると ともに自らの職責として監査の環境整備に努めるものとする。
 - (ロ) 常勤監査役は取締役会、業務役員会はもとより内部統制委員会、コンプライアンス委員会、 目標管理報告会、情報連絡会等の社内の重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び業務執行 状況を把握する。
- (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当に対する基本的な考え方は、収益力の強化を図り、安定的かつ継続的な配当を実施することにあります。同時に競争力を向上させるための設備投資や、同業他社と比較して劣性である財務体質の強化を図る必要もあり、内部保留の充実も勘案しつつ実績に対応した配当を行ってまいります。

⁽注)本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部 部
科目	金額	科目	金額
流動資産	3, 867, 115	流動負債	3, 777, 442
現金及び預金	1, 623, 973	支 払 手 形	58, 485
受 取 手 形	632, 106	買 掛 金	264, 623
電子記録債権	216, 494	短 期 借 入 金	2, 119, 240
売 掛 金	622, 676	リース債務	79, 117
製品	238, 364	未 払 金	912, 192
原材料及び貯蔵品	315, 362	未 払 法 人 税 等	8, 045
仕 掛 品	41, 236	役員及び従業員に対する短期債務	59, 976
前 払 費 用	16, 192	賞 与 引 当 金	25, 000
そ の 他	162, 078	未 払 消 費 税 等	84, 126
貸倒引当金	△1, 370	圧縮未決算特別勘定	158, 866
固定資産	6, 620, 522	固定資産外購入代宛手形債務	4, 553
有形固定資産	4, 632, 167	そ の 他	3, 213
建物	1, 059, 708	固定負債	3, 493, 555
構 築 物	42, 855	長期借入金	1, 828, 695
機 械 及 び 装 置	611, 397	リース債務	536, 917
車両及び運搬具	4, 277	繰 延 税 金 負 債	485, 407
工具器具及び備品	153, 163	再評価に係る繰延税金負債	449, 669
土地	1, 657, 869	退職給付引当金	91, 090
リース資産	737, 331	長期前受金	26, 790
建設仮勘定	365, 564	資産除去債務	54, 333
無形固定資産	4, 608	そ の 他	20, 650
ソフトウェア	1, 706	負 債 合 計	7, 270, 997
そ の 他	2, 902	純 資 産	の部
投資その他の資産	1, 983, 745	株主資本	1, 238, 887
投 資 有 価 証 券	1, 870, 203	資 本 金	658, 240
出 資 金	10, 510	資 本 剰 余 金	211, 245
破産更生債権等	8, 235	資 本 準 備 金	211, 245
そ の 他	102, 996	利 益 剰 余 金	374, 737
貸倒引当金	△8, 200	その他利益剰余金	374, 737
		繰越利益剰余金	374, 737
		自己株式	△5, 335
		評価・換算差額等	1, 977, 752
		その他有価証券評価差額金	1, 026, 582
		土地再評価差額金	951, 170
		純資産合計	3, 216, 639
資 産 合 計	10, 487, 637	負債・純資産合計	10, 487, 637

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) (単位:千円)

	科		E E		金	額
売	## _ L	高			.ZE.	5, 244, 791
売	上	原 価				4, 742, 339
冗				-14 -		
n= ±		上総	利	益		502, 451
販 売	費及び一			J		454, 487
***	営	業	利	益		47, 964
営	業外	収 益				
		利 息 及	び配当	金	32, 737	
		取 賃	貸	料	46, 347	
	助	成 金	収	入	702	
	その	他の営	業 外 収	益	8, 934	88, 721
営	業外	費 用				
	支	払	利	息	71, 093	
	賃 貸 #	料収入に	上係る費	用	12, 117	
	その	他の営	業外費	用	974	84, 184
	経	常	利	益		52, 500
特	別	利 益				
	投 資	有 価 証	券 売 却	益	2, 499	
	受	取 保	険	金	461, 555	464, 055
特	別	損 失	:			
	固定	資 産	除却	損	59, 641	
	災害	によ	る損	失	16, 144	
	圧縮未	夫 決 算 特	別勘定繰	入	158, 866	
	固定	資 産	圧 縮	損	3, 130	237, 782
税	引 前	当 期	純 利	益		278, 773
法	人税、自	主民税及	び事業	税	10, 027	
過	年 度	E 法	人 税	等	212	
法	人 秭		調整	額	△131	10, 108
当	期	純	利	益		268, 664

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本								
		資本剰余金	利益剰余金						
	資本金	資本	その他利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計				
		準備金	繰越利益 剰余金		П н г				
当期首残高	658, 240	211, 245	106, 072	△5, 287	970, 269				
当期変動額									
当期純利益			268, 664		268, 664				
自己株式の取得				△47	△47				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	268, 664	△47	268, 617				
当 期 末 残 高 (平成27年3月31日現在)	658, 240	211, 245	374, 737	△5, 335	1, 238, 887				

	i	評価・換算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	650, 158	904, 942	1, 555, 101	2, 525, 371		
当期変動額						
当期純利益				268, 664		
自己株式の取得				△47		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	376, 423	46, 227	422, 651	422, 651		
当期変動額合計	376, 423	46, 227	422, 651	691, 268		
当 期 末 残 高 (平成27年3月31日現在)	1, 026, 582	951, 170	1, 977, 752	3, 216, 639		

別 注 記 表 個

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直

入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方

法)。

原材料・貯蔵品 …… 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方 法)。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産 …… 工具器具備品のうち金型 定額法。

(リース資産を除く) その他の有形固定資産 定率法。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)に ついては、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年~31年

機械装置 9年

金 玴 2年

少額減価償却資産

取得価額が、10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償 却。

② 無形固定資産 …… 定額法。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期

間(5年)に基づく定額法。

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産。

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用 しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。
- ② 賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業 年度に見合う分を計上しております。

- ③ 退職給付引当金は定年まで当社に継続勤務する従業員の退職給付に備えるため、当事業年度 末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法 については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については翌事業年度に一括費用処理いたします。

- ④ 災害損失引当金は災害損失の発生に伴い、発生することが見込まれる損失に備えるため、合理的に見積られる金額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(1年内に返済期限到来分を含む。)

(会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均秩存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

この変更による当事業年度の期首の利益剰余金及び当事業年度の損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)	有形固定資産の減価償却累割	十額	10,081,025千円
(2)	有形固定資産の圧縮記帳額	保 険 差 益	3,130千円
(3)	担保に供している資産	受 取 手 形 有形固定資産 投資有価証券 投資不動産	111, 146千円 3, 001, 839千円 782, 581千円 1, 154千円
	対応債務 短期借入金 長期借入金		1, 170, 000千円 2, 687, 936千円

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行株式会社埼玉りそな銀行及び三井住友信託銀行株式会社と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当座貸越極厚	E 額	300,000千円
株式会社埼玉りそな銀	行 借 入 実 行 残	高	
	差引	額	300,000千円
三井住友信託銀行株式会	当座貸越極度社 借入実行残	•	100,000千円 90,000千円
_// L/X/11/10/X/11/1/V/2	差引	額	10,000千円

(5) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日同法律第3条第3項に定める再評価の方法

平成12年3月31日

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布 政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産 税評価額(平成12年1月1日基準日)に基づいて、合 理的な調整を行って算出しております。

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額当該事業用土地の再評価後の帳簿価額

226,010千円 1,626,850千円

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より806,038千円下回っております。

- 3. 損益計算書に関する注記 該当事項はありません。
- 4. 株主資本等変動計算書に関する注記
- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	13, 164, 800	_	ı	13, 164, 800

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	未式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
Ä	普通株式	26, 573	382	_	26, 955

- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総額(千円)	1 株 当 た り 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39, 413	3. 00	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産 (流動)

賞与引当金	9,320千円
棚卸資産	29, 639
その他	1,873
繰延税金資産(流動)小計	40, 832
評価性引当額	△40, 832
繰延税金資産(流動)合計	
繰延税金資産(固定)	
退職給付引当金	29, 314
減損損失	17, 468
工具器具備品(金型)	18, 612
資産除去債務	17, 382
投資有価証券評価損	20, 248
欠損金	106, 347
長期未払金	2,600
その他	34, 349
繰延税金資産(固定)小計	246, 320
評価性引当額	△246, 320
繰延税金資産(固定)合計	
繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	485, 321千円
資産除去債務	86
繰延税金資産(固定)相殺	
繰延税金負債の純額	485, 407

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以後解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.8%、平成28年4月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が49,901千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8千円、その他有価証券評価差額金が49,892千円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は46,227千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、射出成形機、集成用ロボット並びに大型コンピューター及び周辺0A機器等の一部については、リース契約により使用しております。

当該事業年度の末日における取得価額相当額 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 257, 400千円 218, 689千円

42,796千円

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を 有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。 変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、 また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関と のみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画 を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません ((注2)をご参照ください。)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価	差額
① 現金及び預金	1, 623, 973	1, 623, 973	_
② 受取手形	632, 106	632, 106	_
③ 電子記録債権	216, 494	216, 494	_
④ 売掛金	622, 676	622, 676	_
⑤ 投資有価証券 その他有価証券	1, 840, 187	1, 840, 187	_
⑥ 支払手形	(58, 485)	(58, 485)	_
⑦ 買掛金	(264, 623)	(264, 623)	_
⑧ 短期借入金	(1, 260, 000)	(1, 260, 000)	_
⑨ 1年以内返済長期借入金	(859, 240)	(860, 111)	871
⑩ リース債務(短期)	(79, 117)	(78, 933)	△183
⑪ 未払金	(912, 192)	(912, 192)	_
⑫ 役員及び従業員に対する短期債務	(59, 976)	(59, 976)	_
③ 長期借入金	(1, 828, 695)	(1, 845, 333)	16, 637
⑭ リース債務(長期)	(536, 917)	(537, 069)	152

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権、④売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

区 分	種 類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差 額(千円)
	株式	320, 173	1, 826, 451	1, 506, 277
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	8, 109	13, 736	5, 626
	合 計	328, 283	1, 840, 187	1, 511, 903

- ⑥ 支払手形、⑦ 買掛金、⑧ 短期借入金、⑪ 未払金、⑫ 役員及び従業員に対する短期債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ています。
- ⑨ 1年以内返済長期借入金、⑩ リース債務(短期)、⑬ 長期借入金、⑭ リース債務(長期) これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割 り引いて算定する方法によっています。
- (注2) 非上場株式(貸借対照表計上額30,016千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1, 623, 973	_
受取手形	632, 106	_
電子記録債権	216, 494	_
売掛金	622, 676	_
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	_	_
合 計	3, 095, 250	_

(注4) 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
長期借入金	859, 240	707, 062	496, 154	272, 125	125, 927	227, 425
リース債務	79, 117	79, 594	78, 400	78, 330	78, 414	222, 177

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、主に埼玉県に賃貸用の店舗及び遊休不動産 (いずれも土地を含む)を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31,089千円 (賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び 当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位:千円)

巨八		決算日における時価		
区分	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	次替 口(いわり の 中間
賃貸不動産	532, 422	△5, 802	526, 619	569, 147
遊休不動産	1, 154	_	1, 154	1,028

- (注)1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2 賃貸不動産の減少は当事業年度における減価償却費であります。
 - 3 時価の算定方法 主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行った ものを含む。)であります。
- 9. 持分法損益等に関する注記 該当事項はありません。
- 10. 関連当事者との取引に関する注記 役員及び個人主要株主等

属性	会社等 の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及者を 受し で で で で で で の で の き 数 を い に い に に い に に に に に に に に に に に に に	㈱藤田商店	埼玉県熊谷市	10,000	セメント生 コン非鉄金 属の販売等	後所有	営業取引	作業層の売却	13, 360	売掛金	1, 049

- (注) 1 上記の取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2 取引条件及び取引条件の決定方針等

㈱藤田商店は、当社役員藤田恒好氏が50%直接所有、その他近親者が50%直接所有しており、 販売価格は市場の実勢価格で決定しております。

- 11. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額
 - (2) 1株当たり当期純利益

244円83銭 20円44銭

- 12. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。
- その他の注記
 該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社リード 取締役会御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 吉村 智明 印業務執行社員 公認会計士 吉村 智明 印

代表社員 公認会計士 吉 原 浩 印業務執行社員 公認会計士 吉 原

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リードの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以 E

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び 結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社人で主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令なび定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制シスム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施者に準拠し、取締役及び使用人等からその部集段び運用の状況について定期的に基本と受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受 け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行 われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監 査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備して いる旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事 業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注 記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

株式会社リード 監査役会

常勤社外監査役 倉 林 宏 印

社外監查役藤田恒好印

社外監查役 西 田 政 降 印

以

U F

株主総会参考書類

議案および参考事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第82期の株主配当金につきましては、今後の事業展開に見合った財務体質の強化を図りつつ、株主の皆様に安定的な配当を実施できるよう内部留保にも留意し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び総額 当社普通株式1株につき金3円 総額39,413,535円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、改正会社法という。)の施行により、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。 当社は取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく所要の変更を行うものであります。
- (2)当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、 それらの取締役(業務執行取締役等である者を除く。)についても、その期待される役割を十分 発揮できるよう所要の変更(変更案第22条第1項及び第2項)を行うものであります。 なお、この規定の変更につましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更及び字句の見直し等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款 変更案 第1章 総則 第1条 〈条文省略〉 第2条 当会社は次の事業を営むことを 目的とする。 1. 自動車用部品の製造並びに販売 〈新設〉 〈新設〉 ②. 電気電子機器類キャビネット類の製造及び購入並びに販売 〈新設〉 〈新設〉 ③. 電気器具類の製造及び販売並びに販売 〈新設〉 《新設〉 3. 電気器具類の製造及び販売並びに販売 〈新設〉 4. 電無無類の製造及び販売並びに販売 「電気器具類の製造ならびに販売」 「電気器具類の製造ならびに販売」」 「電気器具類の製造ならびに販売」」 「電気器具類の製造ならびに販売」」 「電気器具類の製造ならびに販売」」 「電気器具類の製造ならびに販売」」 「電気器具、電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに販売」」 「電気器具」で電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに関売」 「電気器具」で電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに関売」 「電気器具」で電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに関売」 「電気器具」で電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに関売」 「電気器具」で電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに関売」 「電気器具」で電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに関売ならがに関売ならびに関本を対応を関売ならびに関売ならびに関売ならびに関売ならびに関売ならがに関売ならびに関売ならがに関売ならびに関売ならびに関売を可能を表記されるがに関売ならびに関売なるがに対応なるがに関売なるがに関売を可能を表述を可能を表述を可能を可能を表述を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を
第1条 <条文省略> 第2条 当会社は次の事業を営むことを 目的とする。 1. 自動車用部品の製造並びに販売 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉
1. 自動車用部品の製造並びに販売
 (新設> (新設> 2. 電気電子機器類キャビネット類の製造及び購入並びに販売 (新設> (東売 (上販売 (上下 (上下
 (新設> 2. 電気電子機器類キャビネット類の製造及び購入並びに販売 (新設> 3. 建設機械用部品・建設資材の製造ならびに販売 4. 電気・電子機器キャビネット素の製造および購入ならびに販売 5. 音響機器ケース類の製造ならびに販売 6. 遊戯機器部品の製造ならびに販売 6. 遊戯機器部品の製造ならびに販売 7. 電気器具・電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに販売 4. 電飾看板及びアーケード類の
2. 電気電子機器類キャビネット類の製造及び購入並びに販売 4. 電気・電子機器キャビネット業の製造および購入ならびに販売の製造および購入ならびに販売を表して、 5. 音響機器ケース類の製造ならびに販売を表して、 5. 音響機器ケース類の製造ならびに販売を表して、 6. 遊戯機器部品の製造ならびに販売を表して、 5. 音響機器ケース類の製造ならびに販売を表して、 2. 電気器具類の製造ならびに販売を表して、 5. 音響機器ケース類の製造ならびに販売を表して、 2. 電気器具類の製造ならびに販売を表して、 5. 音響機器ケース類の製造ならびに販売を表して、 2. 電気器具類の製造ならびに販売を表して、 5. 音響機器・キャビネット業の製造ならびに販売を表して、 4. 電動看板及びアーケード類の 4. 電動看板及びアーケード類の
(新設) に販売 (4) 1 (2) (1) (2) (2) (3) (2) (4) (2) (4) (2) (4) (2) (4) (2) (4) (2) (4) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (4) (6) 遊戲機器部品の製造ならびに関売 (5) (4) (5) (4) (6) 遊戲機器部品の製造ならびに関売 (7) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (6) 遊戲機器部品の製造ならびに関売 (7) 電気器具・電飾看板・ソーラー 器具類の製造ならび販売 (8) (8) (9) (9) (10) (9) (10) (9) (10) (9) (10) (9) (10) (9) (10) (9) (10) (9) (10) (9) (10)
3. 電気器具類の製造及び販売並びに請負工事 元 電気器具・電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに請負工事 4. 電飾看板及びアーケード類の <削除>
に請負工事 <u>器具類の製造および販売なら</u> びに 請負工事 4. 電飾看板及びアーケード類の <削除>
4. 電飾看板及びアーケード類の <削除>
5. 板金並びに樹脂加工及び断熱緩 8. 板金加工ならびに樹脂加工 衝資材の製造並びに販売
6. コンピュータソフトウェア製造 <削除> 並びに販売
7. 土地建物の売買及び賃貸 8. スポーツ、レジャー産業の経営 9. 土地建物の売買および賃貸 <削除>
9. <条文省略> 10. <現行どおり> 第3条 <条文省略> 第3条 <現行どおり>
第4条 当会社は、株主総会および取締第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (1) 収締役会 (1) 収締役会 (1) 収締役会 (2) 監査等 (2) 監査等委員会
(4)会計監査人 第5条 当会社の公告は電子公告により第5条 当会社の公告は電子公告により
行う。ただし、事故その他やむを 得ない事情により電子公告による 得ない事情により電子公告による
ことが <u>出来</u> ない場合は日本経済新 ことができない場合は <u>、</u> 日本経済

	現行定款		変更案
	第2章 株式		第2章 株式
		第10条	~第9条 <現行どおり>
	いな場所は、取締役去の伝護によって、定め、これを公告する。 当会社の株主名簿、新株予約権 原簿の作成ならびにこれらの備置 きに関する事務は、これを株主名 簿管理人に委託し、当会社におい てはこれを取り扱わない。	_	び場所は、取締収去の伝報によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿、新株予約権原 簿の作成ならびにこれらの備 <u>え</u> 置 きに関する事務は、これを株主名 簿管理人に委託し、当会社におい てはこれを取り扱わない。
第11条	当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令 <u>また</u> は定款のほか、取締役会において定める株式取扱則による。		当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱則による。
第12条 第13条	第3章 株主総会 <条文省略> <条文省略> 総会は法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役会の決議に基 き取締役社長がこれを招集する。		第3章 株主総会 <現行どおり> <現行どおり> 総会は法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役会の決議に基 づき取締役社長がこれを招集する。
第14条	総会の議長には取締役社長が当たり、社長に事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。		総会の議長には取締役社長が当たり、 <u>取締役</u> 社長に事故あるときは <u></u> 取締役会で予め定めた順序に従い <u></u> 他の取締役がこれに代わる。
第15条	当会社は株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算事類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。		当会社は株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載 <u>又</u> は表示すべき事項 に係る情報を、法務省令に定める ところに従いインターネットを利 用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと <u>見做</u> すことができる。
第16条 第17条 2	<条文省略> 総会の決議は、法令または本定 款に別段の定めがある場合を除き 出席した議決権を行使することが できる株主の議決権の過半数をも って行う。		

		ı	
	現行定款		変更案
第 第18条	4章 取締役および取締役会 当会社の取締役は <u>10</u> 名以内とす る。	//*	4章 取締役および取締役会 当会社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、 <u>8</u> 名以内と
<新記	过>	2	する。 当会社の監査等委員である取締
第19条	取締役は株主総会 <u>で</u> 選任する。	第19条	役は、4名以内とする。 取締役は、監査等委員である取 締役とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会において選任する。
	取締役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をも	_	取締役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をも
	って行う。 取締役の選任決議については累 積投票によらないものとする。	3	って行う。 取締役の選任決議については累 積投票によらないものとする。
第20条	取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。		取締役 (監査等委員である者を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<新記	∿>	2	監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとす る。
	補欠又は増員により選任された 取締役の任期は、 <u>他の現任</u> 取締役 の任期の満了 <u>する</u> 時までとする。		任期の満了前に退任した監査等 委員である取締役の補欠として選 任された監査等委員である取締役 の任期は、退任した監査等委員で ある取締役の任期の満了の時まで とする。
第21条	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、</u> 報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。		取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款

- 2 当会社は、会社法第426条第1項第22条 の規定により、任務を怠ったこと による取締役(取締役であったも のを含む。)の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の 決議によって免除することができる。
- 3 当会社は会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間 に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は法令が 規定する限度額の範囲内とする。
- 第22条 取締役会はその決議によって取第23条 締役会長、取締役社長各1名、専 務取締役及び常務取締役若干名を 選定することができる。

取締役会長、取締役社長<u>及</u>び専 務取締役は会社を代表する。

取締役社長は取締役会の決議に 従い業務の執行を指揮統括し、取 締役社長事故あるときは取締役会 で予め定めた順序に従い、他の取 締役が社長の職務を代行する。

<新設>

- 第<u>23</u>条 取締役は取締役会を構成し、取<mark>第<u>24</u>条 締役会は特に法令又は定款に定め る事項の<u>外</u>当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</mark>
- 第24条 <条文省略>

各取締役は議題<u>及</u>び理由を<u>附し</u> て、取締役社長に対して取締役会 の招集を請求することができる。

変更案

- 当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、任務を怠ったこと による取締役(取締役であった者 を含む。)の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができ る。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内とする。

取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

- 2 取締役会長、取締役社長<u>および</u> 専務取締役は会社を代表する。
- 3 取締役社長は、取締役会の決議に従い業務の執行を指揮統括し、 取締役社長事故あるときは取締役 会で予め定めた順序に従い、他の 取締役が社長の職務を代行する。
- 4 取締役会はその決議によって執 行役員若干名を選任することがで きる。

取締役は取締役会を構成し、取締役会は特に法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

第25条 <現行どおり>

2

各取締役は、議題<u>およ</u>び理由を 付した書面を提出して、取締役社 長に対して取締役会の招集を請求 することができる。

	現行定款		変更案
<新記	25~	3	監査等委員会の選定する監査等
第 <u>25</u> 条	取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急を要する場合又は、取締役及び監査役全員の同意あるときはこの限りでない。	第 <u>26</u> 条 <u>2</u>	委員である取締役は、取締役会を 招集することができる。 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役に対して発 する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮すること ができる。 取締役全員の同意があるときは、
第 <u>26</u> 条	取締役会の議長には取締役社長が当たり、社長に事故あるときは 取締役会で予め定めた順序に従い 他の取締役がこれに代わる。		招集の手続きを経ないで取締役会 を開催できる。 取締役会の議長には取締役社長 が当たり、取締役社長に事故ある ときは取締役会で予め定めた順序 に従い、他の取締役がこれに代わる。
第 <u>27</u> 条 2 第 <u>28</u> 条	<条文省略> 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。 緊急の要件であって取締役会を担集する暇がないときは取締役会を担長はこれを臨機処置することができる。 但しこの場合には事後取締役会を	第 <u>28</u> 条 2 第 <u>29</u> 条	る。 < 刊行どおり > 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものと見做す。 緊急の要件であって取締役社会、 「村護できないときは、取締役社できる。ただし、この場合には処置後 取締役会を招集してその承認を得
第 第29条	招集してその <u>追認</u> を得なければならない。 5章 監査役および監査役会 当会社の監査役は4名以内とす	<削	なければならない。 —— 第5章 監査等委員会
第30条	る。 監査役は株主総会で選任する。 監査役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をも って行う。	<削(<削)	
第31条	監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	<削	徐>

	現行定款	変更案			
2	任期の満了前に退任した監査役 の補欠として選任された監査役の				
第 <u>32</u> 条	任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。				
第 <u>33</u> 条	監査役は監査役会を構成し、監査役会は特に法令又は定款に定める事項の外当会社における監査の方針その他監査役の職務の執行に関する事項を決定する。				
(現行	定款 第33条より移設・変更)	第 <u>30</u> 条 <u>監査等委員会は、監査等委員で</u> ある取締役で組織する。			
(現行	定款 第32条より移設・変更)	2 <u>監査等委員会は、</u> その決議によって常勤の <u>監査等委員である取締</u> 役を選定することができる。			
第 <u>34</u> 条	<u>監査役会</u> は必要に応じ各 <u>監査役</u> がこれを招集する。				
第 <u>35</u> 条	監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急を要する場合又は監査役全員の同意あるときはこの限りでない。				
第 <u>36</u> 条	監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか <u>監査役会</u> において 定める <u>監査役会</u> 規則による。	第33条 監査等委員会に関する事項は、			
第37条	監査役の報酬等は、株主総会の 決議によって定める。	<削除>			
第38条	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。				

	現行定款		変更案
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額の範囲内とする。	<削除>	
第 <u>39</u> 条 第 <u>40</u> 条 第 <u>41</u> 条	第6章 会計監査人 会計監査人は株主総会の決議によってこれを選任する。 会計監査人の任期は選任後1年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものと見なす。 <条文省略>	第 <u>34</u> 条 第 <u>35</u> 条 第 <u>35</u> 条 年 最 の 会 会 っ お	第6章 会計監査人 会計監査人は、株主総会の決議 よってこれを選任する。 会計監査人の任期は、選任後1 以内に終了する事業年度のうち 終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。 計監査人は、前項の定時株な会 計監査人は、当該定時株主総会においきは、当該定時株主総会に たともし、当該定時株主総なに 現行どおり>
第 <u>42</u> 条 第 <u>43</u> 条	第7章 計算 <条文省略> <条文省略> <発文省略> 配当財産が金銭である場合はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、 当会社はその支払義務を免れる。	第 <u>38</u> 条 <デ <u>2</u> 酉 そ 過	第7章 計算 現行どおり> 現行どおり> 己当財産が金銭である場合は の支払開始の日から満3年を経 してもなお受領されないとき 、当会社はその支払義務を免れ

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第2号議案(定款一部変更の件)が承認可決されますと、現在の取締役は全員任期満了となりますので、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	岩崎元治 (昭和55年8月3日生)	平成20年1月 当社に入社 平成23年5月 当社執行役員技術部長 平成24年6月 当社取締役補用品部長 平成25年1月 当社常務取締役自動車部品事業部長 平成26年4月 当社取締役社長 現在に至る	1, 508, 518株
2	杉 亩 光 弘 (昭和26年10月21日生)	昭和49年4月 当社に入社 平成18年6月 当社取締役生産管理部長 平成20年6月 当社取締役製造部長、購買部担当 平成25年1月 当社取締役LB事業部副事業部長 平成26年4月 当社市務取締役LB事業部長、総務 部担当 現在に至る	38, 000株
3	禁	昭和57年4月 当社に入社 平成20年6月 当社取締役営業部長 平成23年6月 当社取締役営業部長、総務部担当 平成25年1月 当社取締役自動車部品事業部副事業 部長 平成26年4月 当社常務取締役自動車部品事業部長 現在に至る	28, 000株
4	澁 澤 敏 夫 (昭和30年7月27日生)	昭和53年4月 当社に入社 平成22年7月 当社執行役員購買部長 平成25年1月 当社執行役員自動車部品事業部営業 担当部長購買担当 平成26年4月 当社執行役員LB事業部副事業部長 平成26年6月 当社取締役LB事業部副事業部長 現在に至る	13, 000株

⁽注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案(定款一部変更の件)が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	(昭和20年12月22日生)	平成5年1月 (構あさひ銀行 熊谷駅前支店長 平成9年6月 (構大栄建築事務所 取締役企画開発部 長 平成13年6月 (構大栄建築事務所 常務取締役 平成16年6月 当社監査役 平成18年6月 当社常勤監査役 現在に至る	21, 000株
2	西田政隆 (昭和30年12月8日生)	平成8年5月西田経理事務所 所長平成20年7月税理士法人西田経理事務所 代表社員現在に至る平成22年6月当社監査役現在に至る	なし
3	齋藤勝則 (昭和28年4月8日生)	平成8年9月 (構あさひ銀行 事務部行革マネージャー 平成17年10月 大栄不動産㈱営業推進部法務担当 平成23年2月 齋藤司法書士事務所 所長 現在に至る	なし

- (注) 1 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2 倉林 宏、西田政隆及び齋藤勝則の3氏は社外取締役候補者であります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由
 - ① 倉林 宏氏につきましては、当社の社外監査役を11年間(本総会終結の時をもって)務め、当社の事業内容等に精通しており、また、㈱あさひ銀行の支店長や㈱大栄建築事務所常務取締役の経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ②西田政隆氏につきましては、当社の社外監査役を5年間(本総会終結の時をもって)務め、東京証券取引所に対し同取引所の定める独立役員として届け出ております。また、税理士の資格を有し、税理士事務所の代表社員を務めるなどの経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③齋藤勝則氏につきましては、行政書士及び司法書士の資格を有し、㈱あさひ銀行及び大栄不 動産㈱勤務や司法書士事務所所長の経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の 意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判 断しております。
 - (2)責任限定契約の内容の概要

当社は、倉林 宏氏、西田政隆氏、齋藤勝則氏が監査等委員である取締役に就任した場合、 各氏との間で会社法第427条第1項の規程に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契 約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低 責任限度額となります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案(定款一部変更の件)が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案が承認可決されることを条件として、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
ポート 和 明 (昭和23年7月19日生)	平成6年10月 ㈱あさひ銀行 戸田駅前副支店長 平成19年3月 りそなカード㈱ 東京営業部担当部長 平成19年10月 当社入社 平成20年4月 当社内部監査室長 平成22年7月 当社内部監査室員 現在に至る	なし

⁽注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の 件

当社の取締役の報酬等の額は、昭和59年6月29日開催の第51回定時株主総会において月額900万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額700万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分 給与は含まないものといたしたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額200万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

